

昭和二十六年十二月十五日提出
質 問 第 二 一 号

伊丹飛行場拡張に伴う民家並びに農地の収用に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十六年十二月十五日

提出者 井上良二

衆議院議長 林 讓 治 殿

伊丹飛行場拡張に伴う民家並びに農地の収用に関する質問主意書

大阪府池田市、豊中市及び兵庫県伊丹市の三市にまたがる連合軍使用の伊丹飛行場が、今回拡張される予定のもとにか、目下軍当局の命令によつて飛行場に接続せる民家数千戸を含む広汎なる農地に立ち入り測量が行われ、標示棒がたてられつつある。当該地域はさなきだに農耕地少く、これ以上農地を収用されることは農民にとつて致命的な打撃となるので、地元民の不安はきわめて深刻なものがあつて、更に拡張の時期、方法についても全く知らされていないので、この不安は増大の一途をたどりつつある。よつて次の各項につききわめて詳細に答弁されたい。

一 地元農民はできるならば当該地域を収用の対象から除外されるよう強く念願しているが、政府にその念願を達成せしめうる対策があるか。

二 その念願が妥当なものと認め得る場合、政府はその要望を達成させるため連合軍当局との折衝等いかなる措置をとる用意があるか。

三 万一その念願が達せられない場合は、農家の農業経営及び作付の計画にも支障があり又今後の生活を営む上にも、重大な考慮を加えねばならないので、せめて収用の時期及び方法等についての公表をされたいが、政府は具体的に調査の上詳細に答弁されたい。

四 また、収用をされる場合の補償の内容についても調査の上明らかにされたい。
右質問する。